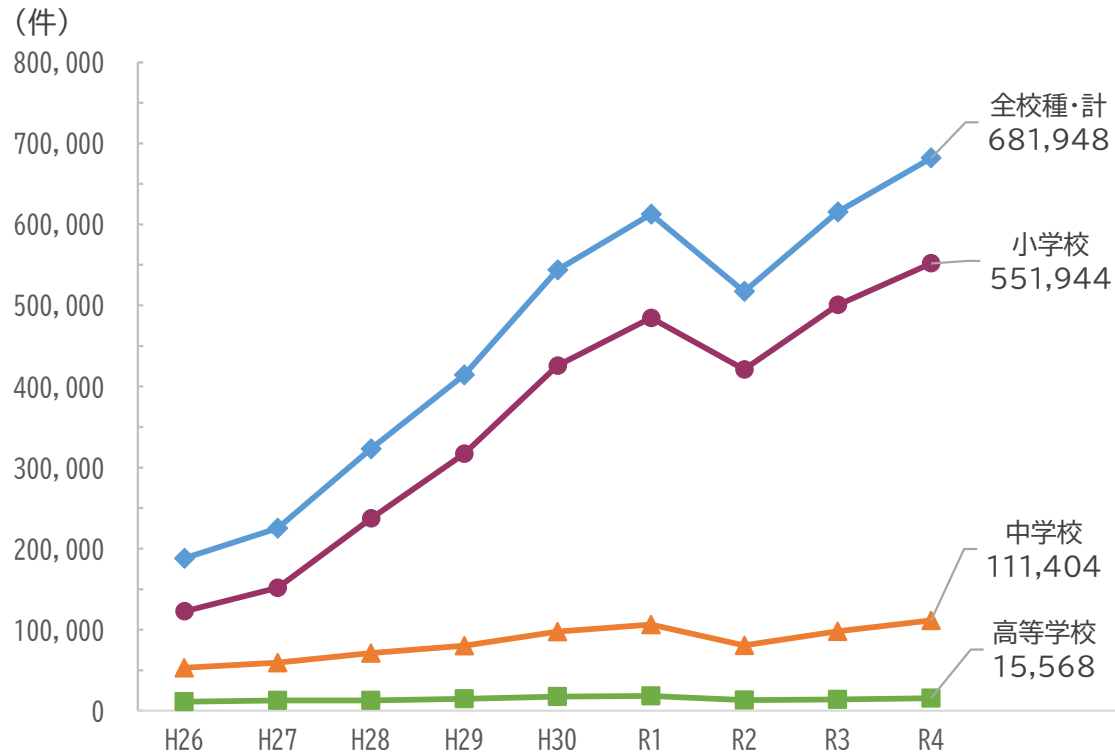
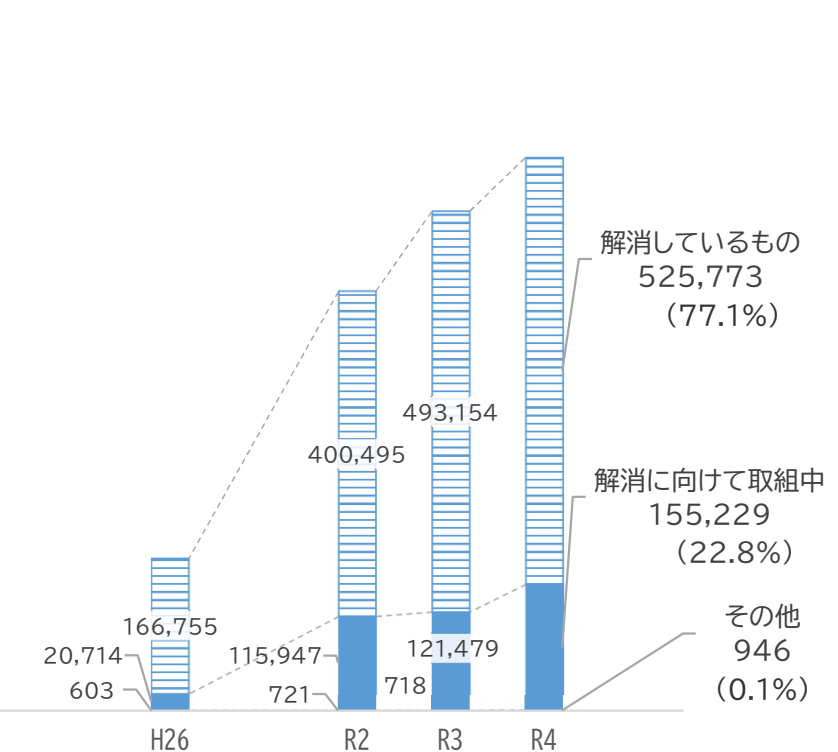


いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9	551,944 89.1
中学校	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0	111,404 34.3
高等学校	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4	15,568 4.9
特別支援学校	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4	3,032 20.7
計	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7	681,948 53.3

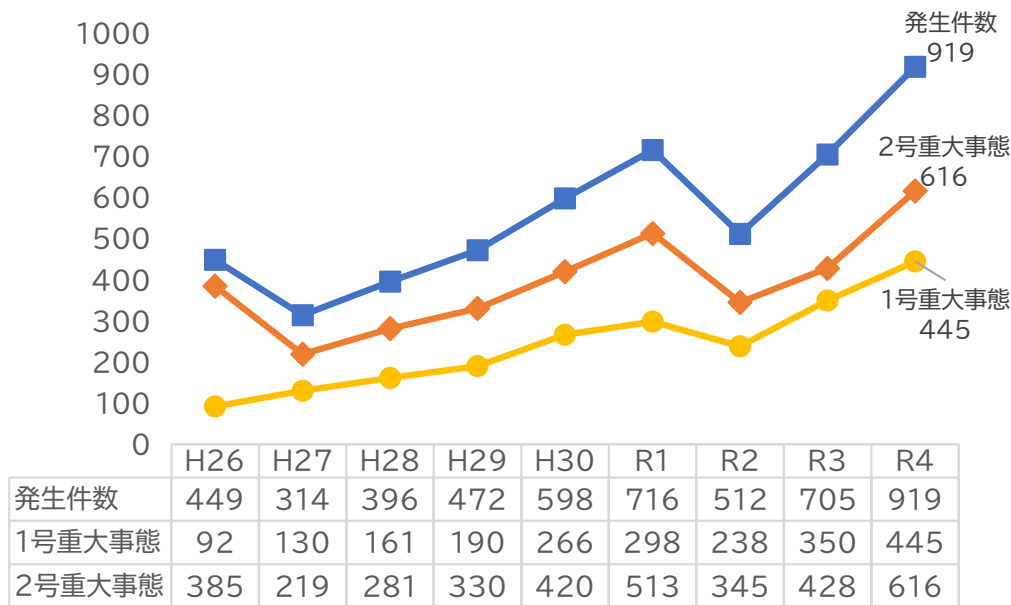
※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は**681,948件**(前年度615,351件)であり、前年度に比べ66,597件(10.8%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は**53.3件**(前年度47.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、**解消しているものは525,773件(77.1%)**であった。

いじめの重大事態について

- 重大事態の発生件数は、919件(前年度705件)。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは445件(前年度350件)、同項第2号に規定するものは616件(前年度428件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定し、令和6年8月に改訂を行った。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)		361	336	140	3	840
重大事態発生件数(件)		388	373	155	3	919
うち、第1号		160	187	95	3	445
	生命	25	36	15	0	76
	身体	33	38	14	1	86
	精神	83	104	56	2	245
	金品等	19	9	10	0	38
うち、第2号		279	246	91	0	616

- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとする規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
である。